

No	25				No(再掲)	
該当箇所番号	3	-	2	-	2	-
	該当箇所番号(再掲の場合)				3	-

施策名	都市計画法に基づく風致地区制度の概要
担当部局	国土交通省都市・地域整備局都市計画課

施策の概要	<p>目的 自然的要素と一体となって良好な環境の形成が望まれる地区において、自然的要素の保全・創出を図りつつ、建築物や工作物の開発内容について一定の規制を行うことにより、風致に富んだ良好な都市環境の形成を図る。</p> <p>概要 1) 風致地区の指定 都市計画区域内(準都市計画区域を含む)における、次のいずれかに該当する土地について、都道府県・政令市(10ha未満は市町村)は都市計画に風致地区を定めることができる。 a) 樹林地若しくは樹木に富める土地(市街地を含む)であって、良好な自然的景観を形成しているもの。 b) 水辺地(水面を含む)、農地その他市民意識からする郷土意識の高い土地であって、良好な自然的景観を形成しているもの。 2) 行為の制限(風致政令第3条) 以下の行為については、都道府県知事(政令市・中核市・特例市にあつては市長、10ha未満の風致地区においては市町村長)の許可が必要である。 a) 建築物の建築その他工作物の建設 b) 建築物その他工作物の色彩の変更 c) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 d) 水面の埋立て又は干拓 e) 木竹の伐採 f) 土石の類の採取 g) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積 3) 指定状況 平成16年3月末現在 751地区 約16万9千ha</p>
	<p>瀬戸内海環境保全特別措置法対象地域における風致地区の都市計画決定状況(平成16年3月31日現在)</p> <p>京都府 : 19,187.9ha 22地区〔京都市(17,830.6)、向日市(79.5)、長岡京市(69.0)、大山崎町(93.3)、宇治市(970.5)、宇治田原町(145.0)〕 大阪府 : 3,290.1ha 34地区〔大阪市(548.5)、豊中市(189.0)、池田市(434.8)、箕面市(91.8)、吹田市(139.0)、高槻市(227.5)、東大阪市(383.0)、堺市(133.0)、高石市(42.0)、泉大津市(26.0)、岸和田市(555.5)、貝塚市(316.0)、泉佐野市(204.0)〕 兵庫県 : 14,715.3ha 31地区〔神戸市(9,215.3)、芦屋市(1,088.0)、西宮市(2,121.0)、伊丹市(122.0)、赤穂市(977.0)、洲本市(1,192.0)〕 奈良県 : 12,378.5ha 19地区〔奈良市(4,727.9)、大和郡山市(478.0)、生駒市(1,010.0)、橿原市(385.3)、天理市(1,338.0)、桜井市(1,406.9)、斑鳩町(628.4)、明日香村(2,404.0)〕 和歌山県 : 394.2ha 6地区〔和歌山市(394.2)〕 岡山県 : 598.1ha 3地区〔岡山市(203.7)、倉敷市(131.0)、賀陽町(125.1)、加茂川町(138.3)〕 広島県 : 3,908.1ha 9地区〔福山市(785.3)、竹原市(83.8)、宮島町(3,039.0)〕 山口県 : 1,499.3ha 21地区〔下関市(285.1)、岩国市(341.1)、宇部市(438.9)、山口市(193.9)、小野田市(240.3)〕 徳島県 : 1,220.0ha 6地区〔徳島市(1,022.0)、小松島市(198.0)〕 香川県 : 658.3ha 9地区〔高松市(259.6)、坂出市(41.3)、宇多津町(55.2)、観音寺市(90.8)、多度津町(19.1)、仁尾町(192.3)〕 愛媛県 : 696.0ha 15地区〔松山市(451.1)、伊予市(3.9)、北条市(50.0)、津島町(191.0)〕 福岡県 : 12,870.7ha 15地区〔北九州市(12,870.7)〕 大分県 : 4,849.3ha 7地区〔大分市(437.3)、別府市(4,412.0)〕 合計 : 76,265.8ha 197地区 / 全国計 : 169,088.7ha 751地区</p>

瀬戸内海関係地域での実施事例	進捗状況を示すデータ										
	項目1	面積				単位	対象地域	瀬戸内海環境保全特別措置法対象市町村			
年度	S49	S59	H6	H16							
	70357	72036	72791	76266			ha				
項目2	地区数				単位	対象地域	瀬戸内海環境保全特別措置法対象市町村				
年度	S49	S59	H6	H16							
	177	187	193	197			地区				
項目3					単位	対象地域					
年度											

No	26	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 2 - 2 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - -

施策名	都市緑地法に基づく緑地保全地区施策
-----	-------------------

担当部局	国土交通省都市・地域整備局公園緑地課緑地環境推進室
------	---------------------------

施策の概要	<p>特別緑地保全地区は、都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度であり、「都市緑地法」に基づき指定される。これにより都市域に残された豊かな緑を保全し、将来に継承することができる。</p> <p>指定要件 以下のいずれかに該当するもの</p> <p>1)無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のためひつような遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの</p> <p>2)神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの</p> <p>3)次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風致又は景観が優れているもの ・動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもの
-------	--

瀬戸内海関係地域での実施事例	
----------------	--

進捗状況を示すデータ												
項目1	特別緑地保全地区指定面積								単位	ha	対象地域	瀬戸内海関係府県
年度	H11	H16										
	620.5	892.5										
項目2									単位		対象地域	
年度												
項目3									単位		対象地域	
年度												

No	27					No(再掲)	33						
該当箇所番号	3	-	2	-	3	-	該当箇所番号(再掲の場合)	3	-	2	-	5	-

施策名	伝統的建造物群保存地区制度の概要												
-----	------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

担当部局	文化庁参事官(建造物担当)												
------	---------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

施策の概要	<p>1、伝統的建造物群保存地区制度の特色と仕組み</p> <p>伝統的建造物群保存地区の制度は伝統的な建造物を単体で文化財として指定するのではなく、その集合体が文化財として価値あるものと位置づけた点で、これまでの文化財の概念を大きく広げたものである。また、樹木、池、庭園など伝統的建造物群と景観上密接な関係がある環境物件を一体として保存できることも大きな特色である。さらに、条例や保存計画の策定、地区決定など一連の保存制度の整備や伝統的建造物群保存地区内の建造物等の現状変更の許可や保存事業は、市町村(教育委員会)が主体的に行う仕組みとなっており、国の重要伝統的建造物群保存地区としての選定は、市町村からの申出があってはじめて可能となる。また、都市計画と連動して地区の決定を行うことになっており、地元の総合的なまちづくりが視野に入った制度といえる。</p> <p>伝統的建造物群保存地区制度による保存への流れは以下のようなものである。</p> <p>歴史的集落・町並みを有する市町村が、伝統的建造物群保存対策調査を実施 歴史的文化的価値や住民意向の確認及び課題の整理 保存地区の指定方法や保存計画の策定などを定めた伝統的建造物群保存地区保存条例の制定 保存条例に基づいて伝統的建造物群保存地区保存審議会の設置 保存審議会において保存地区の範囲や保存計画案等について審議 保存審議会の答申を得て保存地区を決定及び保存計画を策定 市町村は文部科学大臣に対して重要伝統的建造物群保存地区の選定の申出 文化審議会の審議を経て重要伝統的建造物群保存地区として選定</p> <p>2、保存のための経費の補助と税の優遇措置等</p> <p>1)経費の補助</p> <p>所有者等が行う修理修景事業等への補助内容は市町村が独自に定めているが、補助対象は外観及びこれと密接な関係がある内部(構造物など)にかかる経費とされる。国や都道府県は、市町村が所有者等に交付する補助経費等に対して補助することとなっている。国の市町村への補助率は過疎地域で65%、その他の地域では50%である。</p> <p>2)税の優遇措置</p> <p>重要伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物の家屋にかかる固定資産税は平成元年度から課税免除とされている。また、平成10年から伝統的建造物の敷地にかかる固定資産税及び伝統的建造物以外の建築物等の敷地にかかる固定資産税についても適宜軽減の措置をとることが適当とされ、軽減措置を行った場合は、減免額の一部について特別交付税が交付されることとなった。なお、伝統的建造物群保存地区内の土地の地価税は非課税とされている。</p> <p>さらに、平成16年からは伝統的建造物群保存地区における相続税の適正評価が導入され、伝統的建造物にあっては文化財ではないものとした場合の価額から0.3を乗じて計算した額を控除した金額により評価することができることとした。</p>												
-------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>瀬戸内海地域では、平成17年度末の時点で18地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。以下、選定年月順に記す。</p> <p>昭和51年9月4日選定 京都府 京都市産寧坂伝統的建造物群保存地区(門前町) 京都市祇園新橋伝統的建造物群保存地区(茶屋町)</p> <p>昭和52年5月18日選定 岡山県 高梁市吹屋伝統的建造物群保存地区(鉦山町)</p> <p>昭和54年5月21日選定 京都府 京都市嵯峨鳥居本伝統的建造物群保存地区(門前町) 岡山県 倉敷市倉敷川畔伝統的建造物群保存地区(商家町)</p> <p>昭和55年4月10日選定 兵庫県 神戸市北野町山本通伝統的建造物群保存地区(港町)</p> <p>昭和57年4月17日選定 愛媛県 内子町八日市護国伝統的建造物群保存地区(製蠟町)</p> <p>昭和57年12月16日選定 広島県 竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区(製塩町)</p> <p>昭和59年12月10日選定 山口県 柳井市古市金屋伝統的建造物群保存地区(商家町)</p> <p>昭和60年4月13日選定 香川県 丸亀市塩飽本島町笠島伝統的建造物群保存地区(港町)</p> <p>昭和63年12月16日選定 京都府 京都市上賀茂伝統的建造物群保存地区(社家町) 徳島県 美馬市脇町南町伝統的建造物群保存地区(商家町)</p> <p>平成5年12月8日選定 奈良県 橿原市今井町伝統的建造物群保存地区(寺内町・在郷町)</p> <p>平成6年7月4日選定 広島県 呉市豊町御手洗伝統的建造物群保存地区(港町)</p> <p>平成9年10月31日選定 大阪府 富田林市富田林伝統的建造物群保存地区(寺内町・在郷町)</p> <p>平成16年12月10日選定 兵庫県 篠山市篠山伝統的建造物群保存地区(城下町) 大分県 日田市豆田町伝統的建造物群保存地区(商家町)</p> <p>平成17年12月27日選定 徳島県 東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区(山村集落)</p>												
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

項目1	重要伝統的建造物群保存地区選定件数(各年4月1日現在)							単位	地区	対象地域	瀬戸法対象地域		
年度	12	13	14	15	16	17							
	15	15	15	15	15	17							
項目2													
年度													
項目3													
年度													

瀬戸内海沿岸部における文化財指定等一覧

重要伝統的建造物群保存地区	京都市産寧坂伝統的建造物群保存地区	京都府京都市	1976.9.4
	京都市祇園新橋伝統的建造物群保存地区	京都府京都市	1976.9.4
	京都市嵯峨鳥居本伝統的建造物群保存地区	京都府京都市	1979.5.21
	京都市上賀茂伝統的建造物群保存地区	京都府京都市	1988.12.16
	富田林市富田林伝統的建造物群保存地区	大阪府富田林市	1997.10.31
	神戸市北野町山本通伝統的建造物群保存地区	兵庫県神戸市	1980.4.10
	篠山市篠山伝統的建造物群保存地区	兵庫県篠山市	2004.12.10
	橿原市今井町伝統的建造物群保存地区	奈良県橿原市	1993.12.8
	高梁市吹屋伝統的建造物群保存地区	岡山県高梁市	1977.5.18
	倉敷市倉敷川畔伝統的建造物群保存地区	岡山県倉敷市	1979.5.21
	竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区	広島県竹原市	1982.12.16
	呉市豊町御手洗伝統的建造物群保存地区	広島県呉市	1994.7.4
	柳井市古市金屋伝統的建造物群保存地区	山口県柳井市	1984.12.10
	美馬市脇町南町伝統的建造物群保存地区	徳島県美馬市	1988.12.16
	東祖谷山村落合伝統的建造物群保存地区	徳島県三好郡東祖谷山村	2005.12.27
	丸亀市塩飽本島町笠島伝統的建造物群保存地区	香川県丸亀市	1985.4.13
	内子町八日市護国伝統的建造物群保存地区	愛媛県喜多郡内子町	1982.4.17
日田市豆田町伝統的建造物群保存地区	大分県日田市	2004.12.10	

No	28	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 2 - 3 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - - -

施策名	文化財保護法一部改正法の概要
-----	----------------

担当部局	文化庁文化財部伝統文化課
------	--------------

施策の概要	<p>文化財保護法の一部を改正する法律が、平成16年の第159回国会において成立し、平成17年4月1日から施行された。このたびの法改正は、平成14年12月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針」や文化審議会答申等における指摘を踏まえ、</p> <p>社会の変化に対応した文化財保護制度の展開を目指して、国民の生活に密接に関係した文化的な所産について新たな保護対象分野としていくとともに、近代の文化財など保存及び活用のための措置が特に必要とされる分野へ対応し、文化財保護手法の多様化を図っていくものであり、その主要な点は次のとおりである。</p> <p>人と自然のかかわりの中で作り出された景観を「文化的景観」として、新たに文化財に位置づけること。また、国は都道府県又は市町村の申出に基づき、文化的景観のうち特に重要なものを重要文化的景観として選定し、保護措置を講ずること。</p> <p>生活や生産に関する用具、用品などに関する製作技術など地域において伝承されてきた「民俗技術」を民俗文化財の一形態として位置づけ、現行の民俗文化財と同様の保護措置を講ずること。</p> <p>開発等により保護の必要性が高まっている近代の文化財等の保護を図るため、届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を講ずる登録制度について、従来の建造物に加え、建造物以外の有形文化財、有形の民俗文化財及び記念物にも拡充すること。</p> <p>文化庁としては、今回の法改正を踏まえ、今後、新たな制度の円滑な運用に努めることとしている。</p>
-------	--

瀬戸内海関係地域での実施事例	
----------------	--

進捗状況を示すデータ													
項目1	重要文化財(建造物)指定件数(各年4月1日現在)						単位	件	対象地域	瀬戸内海関係府県			
年	12	13	14	15	16	17							
	1087	1089	1093	1097	1104	1110							
項目2	史跡名勝天然記念物指定件数(各年4月1日現在)						単位	件	対象地域	瀬戸内海関係府県			
年度	12	13	14	15	16	17							
	841	847	857	872	878	884							
項目3	伝統的建造物群保存地区選定件数(各年4月1日現在)						単位	地区	対象地域	瀬戸内海関係府県			
年度	12	13	14	15	16	17							
	20	20	21	22	22	24							

No	29				No(再掲)						
該当箇所番号	3	-	2	-	4	-	該当箇所番号 (再掲の場合)	3	-	-	-
施策名	強い水産業づくり交付金を活用した漁場ゴミ対策事例										
担当部局	農林水産省水産庁増殖推進部漁場資源課										
施策の概要	水産基本法の基本理念である水産物の安定供給の確保と、水産業・水産業・漁村の健全な発展を実現するためには、水産資源の持続的な利用・管理の推進、水産業経営の強化、漁村地域の活性化などの施策を総合的に推進していく必要がある。										
瀬戸内海関係地域での実施事例	沿岸域等の漁場における流木、漂流・漂着等のゴミ除去について、瀬戸内海関係府県においては、大阪府、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、福岡県、大分県において平成17年度に創設した強い水産業づくり交付金により実施。										
進捗状況を示すデータ											
項目1	実施額				単位	対象地域					
年度	H17						全都道府県で実施可能				
	強い水産業づくり交付金15,228百万円の内数										
項目2					単位	対象地域					
年度											
項目3					単位	対象地域					
年度											



漁場に隣接する漂流・漂着ゴミの状況



漁場における漂流ゴミの陸揚げ作業状況

No	30	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 2 - 4 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - - -

施策名	瀬戸内海海ごみ対策検討会
担当部局	環境省中国四国地方環境事務所

施策の概要	
-------	--

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>1) 検討会設置目的 瀬戸内海は、広く国立公園に指定された我が国有数の自然環境を有しており、また、優れた観光資源及び豊かな水産資源を育てていることから、その環境保全が重要であるが、海ごみ(海底ごみ、漂流ごみ及び漂着ごみ)によって景観の悪化や漁業被害等の問題が引き起こされている。瀬戸内海のごみを除去するため、関係行政機関、漁協、各種団体等が様々な活動を行っているが、抜本的な解決策を講ずるまでには至っていない。このような状況を踏まえ、関係機関が共通認識を持って共同して対策を検討することによって、瀬戸内海のごみの発生抑制及び適正処理を推進し、もって瀬戸内海的环境を維持・保全することを目的として「瀬戸内海海ごみ対策検討会」を立ち上げることとした。</p> <p>2) 検討会開催等 平成18年3月14日開催の第1回会合において、検討会の設置が了承された。平成18年度以降は、年2回程度検討会を開催する予定。検討会の構成メンバーは、主として中国四国地域に所在する合計32機関(国が8機関、県が6機関、市が8機関、漁連・各種団体が10機関)である。</p> <p>3) 専門部会の設置 検討会設置要領の中で、検討会での議論のたたき台となる具体的な対策等を検討するため、検討会の内部組織として、学識経験者等を加えた専門部会を設置することができる旨規定している。統一様式で回収した海ごみを分類・整理するなど、海ごみ対策のための基礎的データの収集・分析を行うことを目的とした「実態・メカニズム専門部会」の設置が第1回会合(海ごみ検討会)において了承された。なお、第2回検討会以降、発生抑制部会、適正処理部会などの専門部会を設置する予定。</p>
----------------	--

進捗状況を示すデータ														
項目1										単位	対象地域			
年度														
項目2										単位	対象地域			
年度														
項目3										単位	対象地域			
年度														

